

横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 保育サービスの供給を増やすとともに、待機児童の解消を図り、もって子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、私立幼稚園が行う長時間預かり保育等の運営に要する費用（私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱（平成9年4月1日神奈川県制定）に規定する預かり保育及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第10号に規定する一時預かり事業の実施に要する経費を除く。）に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により市内に設置された私立の幼稚園をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で、市内に設置されたものをいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園又は認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受けた連携施設で、市内に設置されたものをいう。
- (4) 長時間預かり保育 私立幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の実業時間の前後、長期休業期間中等に当該私立幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動をいう。
- (5) 長時間預かり保育等 長時間預かり保育及び3歳未満児の保育の両方又はいずれかをいう。
- (6) 長期休業期間 私立幼稚園が個別に定める学年始、夏季、冬季、及び学年末の長期休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。
 - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日

イ 12月29日から1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を申請することができるものは、次の各号のいずれにも該当する私立幼稚園とする。

- （1）事業開始後一定期間内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行すること（3歳未満児を受け入れる場合にあっては、幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）を実施することを含む。）に関する計画（以下「認定こども園化移行等計画」という。）を策定して長時間預かり保育等を実施していること。
- （2）設備基準は、認定こども園化移行等計画の期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年横須賀市条例第16号）及び認定こども園の要件を定める条例（平成30年横須賀市条例第81条）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年横須賀市条例第15号）に規定する基準をいう。）を満たすこと。
- （3）職員配置は、児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（令和3年横須賀市条例第58号）第8条第1項の規定に準じ、本事業の対象とする児童の年齢及び人数に応じて、当該児童の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を2人以上置くこととし、そのうち、3歳未満児の教育・保育従事者の2分の1以上は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者を含む。以下同じ。）とし、3歳以上児の教育・保育従事者の2分の1以上は幼稚園教諭又は保育士とすること。この場合において、幼稚園教諭又は保育士以外の教育・保育従事者は、以下のいずれかの研修を修了した者とする。（イに掲げる研修については、令和2年3月31日までにこれを修了し、かつ、子育ての知識、経験及び熱意を有する者に限る。）

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

イ 「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

（4）土曜日（土曜日共同保育の活用により他の施設において受入れ体制が確保される場合等を除く。）、幼稚園の長期休業期間においても、原則として、対象となる児童の長時間預かり保育等を実施すること。

（5）1日の開園時間は、通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。

（補助対象児童）

第4条 補助金の対象となる児童は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に掲げる基準に該当する保育の必要性の認定を受けた児童と同等の事由に該当すると市長が認めた者とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に掲げる児童の年齢区分（私立学校経常費補助金交付要綱（昭和47年4月1日神奈川県制定）において満3歳児（以下「私学助成満3歳児」という。）として一般補助の対象となる児童及び法第27条に規定する施設型給付費において満3歳児として法28条第1項第1号（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を含む。）の対象となる児童（以下「1号満3歳児」という。）を除く。）又は別表第2に掲げる児童の区分に応じた補助基準額（以下単に「補助基準額」という。）に、各月初日において当該私立幼稚園における長時間預かり保育等の利用に係る児童（以下単に「長時間預かり保育利用児童」という。）の数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号における補助金の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる開園日数に、補助基準額を乗じて得た額を25で除して得た額

（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 月の中途から長時間預かり保育利用児童となった者 当該児童の利用開始日から当該日の属する月の月末までの開園日数（ただし、開園日数

が26日以上ときは、これを25日とする。以下この項において同じ。)

イ 月の中途に長時間預かり保育利用児童でなくなった者 当該児童の利用終了日(退園の場合は、退園日の前日。以下この項において同じ。)までの開園日数

ウ 月の中途から長時間預かり保育児童となり、その後同一月に長時間預かり保育利用児童でなくなった者 当該児童の利用開始日から利用終了日までの開園日数

(2) 次に掲げる場合の補助金の額は、前号の規定を準用する。

ア 別表第1に掲げる児童のうち、当該年度の中途に1号満3歳児となる2歳の児童

イ 別表第2に掲げる児童のうち、1号満3歳児

(交付申請)

第6条 補助金等交付申請書に添付する資料について、規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 認定こども園化移行等計画の写し

(2) 教育・保育従事者名簿

(3) 幼稚園教諭、保育士の資格を証する書類の写し

(4) 第3条第3号ア及びイの研修を修了したことを証する書類の写し(該当者に限る。)

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象児童の内訳がわかる書類

(4) その他市長が必要と認めた書類

(関係書類の保存期間)

第8条 規則第8条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行し、改正後の横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助金要綱の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日時点において長時間預かり保育等を実施している私立幼稚園にあつては、改正後の横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）第6条第2項第1号に掲げる書類は省略することとし、改正要綱第7条に規定する市長の定める書類に認定こども園化移行等計画の写しを加えることとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条第 1 項関係）

	児童の年齢区分（注 1）	補助基準額 （児童一人当たり月額）
1－ア	4 歳以上	9,000円
1－イ	3 歳	11,000円
1－ウ	1 歳及び 2 歳（注 2）	57,000円
1－エ	1 歳未満	107,000円

注 1 児童の年齢区分は、当該年度の初日の前日における児童の満年齢とし、当該年度内は同一区分とする。ただし、当該年度の中途に 1 号満 3 歳児となる 2 歳の児童は、1 号満 3 歳児の対象となる前日まで適用することとする。

注 2 私学助成満 3 歳児及び 1 号満 3 歳児を除く。

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

	児童の区分	補助基準額 （児童一人当たり月額）
2－ア	私学助成満 3 歳児（注 1）	46,000円
2－イ	1 号満 3 歳児（注 2）	46,000円

注 1 当該年度内は同一区分とする。

注 2 1 号満 3 歳児の対象となる日から適用することとする。